B'.4.0.0.1(第二巻)

更に敵地中華民国政府よりも敵視されていたドイツ軍事顧問団の存在の如きは全く無意味なものとなり、又ドイツ側としても軍需品を供給しない中華民国政府よりも、ドイツ承認国満洲国の方を重視するに至ったことは当然であった。

(ロ)一九四五年九月十五日G・H・Qは指令を発し枢軸国財産は一切没収されるべきことを命じたが、これに基く九月二十日附大蔵省令によりアオーバータート組織ドイツ陸軍民間ドイツ陸軍の資金もことごとく没収されることとなった。よって右三者からの政府のための現金の引出も不可能となった。よって右三政府の財産の事態がそれぞれ提出され、大蔵省、G・H・Qを通じてG・H・Qに提出されたがすべて拒否された。しかしながら婦女子を中心とする困窮者の窮状は放置することが出来ないのでG・H・Qは十二月十九日附指令をもって彼らの救済を目的として東京都に命じて東京都にてドイツ人救済団体を組織した。

しかし日本の現状では右指令の実行は容易ではない、よってG・H・Qは一九四六年一月十日附覚書をもってG・H・Qに対しドイツ人救済方を要請、G・H・Qもまたこれをうけようとし救済問題は具体的に取上げられる事となった。

外務省

0317

外務省

0318

B'.4.0.0.1(第一部)

外務省

外務省

B'.4.0.0.1(第一部)

トノグラードを視察し初一月一日以後に日本に住民
移住を許可されるとの情報を得たるに付同地に
於ける日本人の状況を調査するため同地に出張
を命ぜられたるものにて其の後の経過に付ては
未だ何等の報告に接せず。

Allied Council に Loyal なる旨を誓う一個年人間ノ
ナイ人の立場に於ける日本人の取扱方針に付ては
別かかつたもの様之を個別的に決定し
その他のもの様に関係を断ちたるなどとせつた。

(ロ)送還の実施に際しその手続に
い旧ナチ党員の一〇六九名が本年二月
十五日現在から強制的に
八年の懲役刑が各人に
被送還者は各自について
携行を許され其の他は一
管し前記懲役指揮の下
区別解決々予め指定され
結地は東京、大阪、埼玉
る。

(ハ)残留者一六七七名については各の指令に依り改めて調査
した所帰国希望者は七〇一現在希望者が九七六名居住地域別
人数は次表の通りであるが近く第二次送還も行はれる予定で
ある

B.4.0.0.1

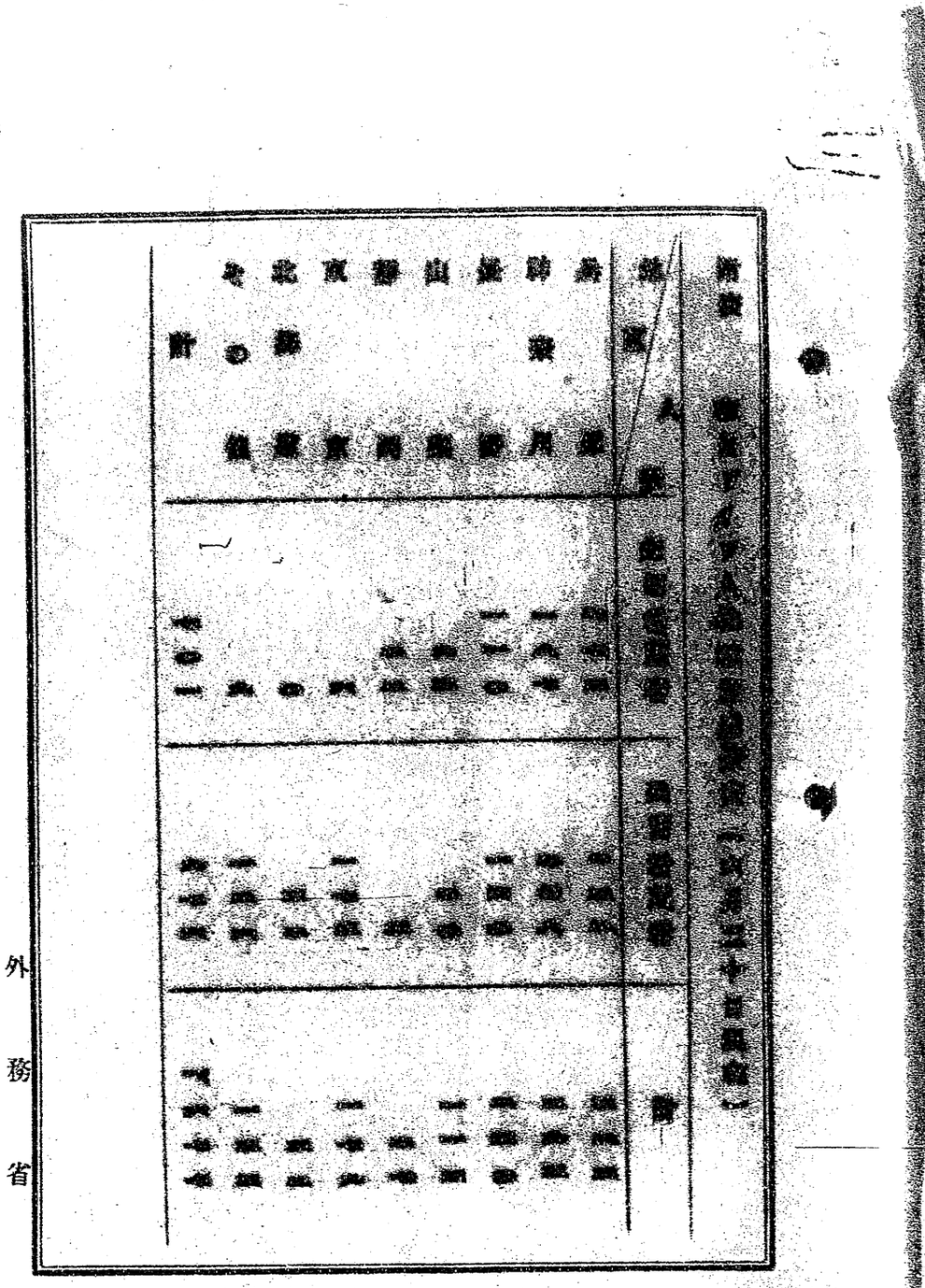

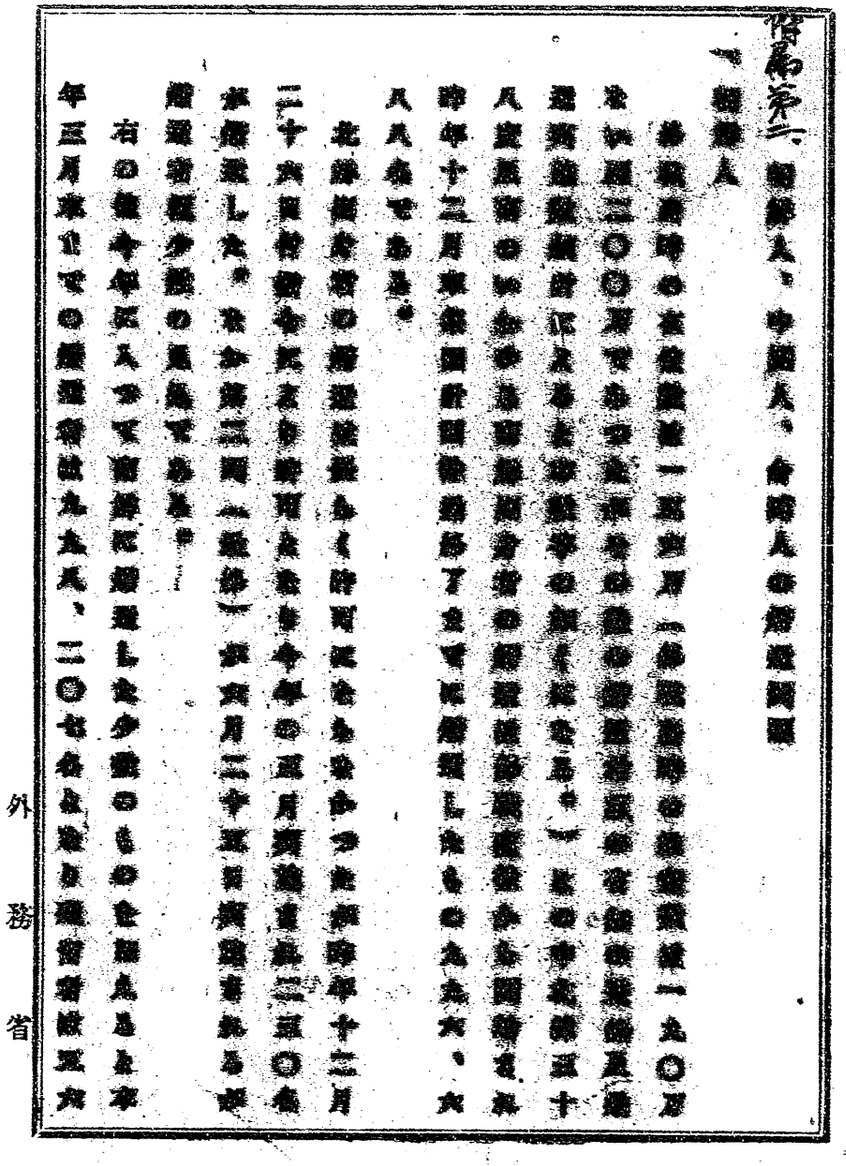

B.4.0.0.1(4-1)

外務省

外務省